

国土交通省環境行動計画モデル事業 実 施 要 綱

1. 目的

国土交通省は、平成16年6月に策定した国土交通省環境行動計画において、環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置づけ、これからの国土交通省の環境政策の基本的な考え方を示した。

本計画では、『環境問題に適切に対応していくためには、地域の実情に応じた地方公共団体の取組や、国民各界各層の積極的な取組や様々な知恵の活用が必要です。とりわけ、先進的な取組をしようとする意欲のある者の果たす役割は重要です。国土交通省としても、従来から既存の制度を通じてこれらの取組を支援してきましたが、今後、これらの取組を一層促進していくため、環境の切り口から意欲ある者（トップランナー）の具体的な取組に対して、関係省庁と必要な連携を図りつつ、制度の整備・充実を含む支援策を講じます。この具体的な方策の一つとして、一定の地域において、様々な政策資源を総合的に活用して集中的かつ効果的な支援を行い、かつ、その効果を検証するモデル事業を公募等により実施していきます。』としている。

本実施要綱は、このモデル事業の名称を「国土交通省環境行動計画モデル事業」（以下「モデル事業」という。）とするとともに、このモデル事業を円滑に実施するために、その基本的な事項を定めたものである。

2. 用語の定義

この要綱において、

「地方整備局等」とは、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部をいう。

「地方運輸局等」とは、地方運輸局及び沖縄総合事務局運輸部をいう。

「事業構想」とは、モデル事業のもととなる企画提案をいう。

「関係者」とは、環境の面から先進的な取組をしようとする意欲ある者を指し、都道府県、市区町村、NPO、交通事業者等の民間事業者、国の地方支分部局や出先事務所・支局等、独立行政法人、港湾管理者等をいう。

3. モデル事業の手順

モデル事業は、以下の手順で実施する。

- (1) 地方整備局等及び地方運輸局等はモデル事業の事業構想の公募を実施する。
- (2) 応募者はモデル事業の事業構想を地方整備局等又は地方運輸局等に応募する。
- (3) 地方整備局等及び地方運輸局等は応募されたモデル事業の事業構想を国土交通本省に提出する。
- (4) 国土交通本省がモデル事業の事業構想の内容を審査する。
- (5) (4)の審査結果に基づき、国土交通本省がモデル事業の実施地域を選定し、選定結果を地方整備局等及び地方運輸局等を経由して応募者に通知する。
- (6) 選定された実施地域において、応募者と関係者がプロジェクトチームを結成し、モデル事業の計画を策定する。
- (7) プロジェクトチームはモデル事業の計画を地方整備局等又は地方運輸局等を経由して国土交通本省に提出する。
- (8) モデル事業の計画に基づき、各事業主体はモデル事業を実施する。

4. モデル事業の事業構想の公募

地方整備局等及び地方運輸局等は、モデル事業の事業構想の公募を実施する。

5. モデル事業の事業構想の応募

(1) 事業構想の応募者

応募者は、都道府県又は市区町村とする。

なお、都道府県又は市区町村が構成員となっている協議会等が事業構想を作成する場合は、その構成員となっている都道府県又は市区町村が応募する。

(2) 事業構想の応募方法

応募者は、事業構想を記載した応募書類を作成し、地方整備局等又は地方運輸局等提出する。

地方整備局等又は地方運輸局等は、応募された書類を連名で国土交通本省に提出する。

(3) 事業構想の内容

応募者は、関係者の意見を尊重した上で、事業構想を作成する。なお、事業実施期間は、短期間で効果を発現できるように設定する。

6. モデル事業の実施地域の選定

(1) 実施地域の選定

国土交通本省は、事業構想の内容の審査を行った上で、モデル事業を実施する地域を選定する。

なお、審査は、以下の①から⑤までの観点から行うこととする。

- ①環境の面からみて先進的な取組が含まれる事業構想であること
- ②連携事業により施策目標の達成を目指す事業構想であること
- ③地域の様々な主体の取組が連携した事業構想であること
- ④モデル事業を実施する各年度毎の目標に、環境改善効果を見込んでいる事業構想で、特に、十分な環境改善効果が早期に見込まれる事業構想であること
- ⑤実現可能性が見込まれる事業構想であること

(2) 実施地域の選定結果の通知

国土交通本省は、モデル事業を実施する地域を選定した後、速やかに選定結果を地方整備局等及び地方運輸局等を経由して応募者に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

7. モデル事業の計画の策定

(1) 計画の策定主体

モデル事業を実施する地域として国土交通本省から選定された場合、応募者は、モデル事業の具体的な計画を策定するために、応募者と関係者で構成するプロジェクトチームを結成し、このプロジェクトチームがモデル事業の計画の策定主体となる。なお、協議会等の組織をプロジェクトチームとすることも可能とする。

(2) 計画の内容

モデル事業の計画内容には、事業構想をもとに、実施する個々の施策の内容を記載する。

(3) 計画の策定

モデル事業の計画内容をプロジェクトチームの各メンバーが合意することにより、モデル事業の計画を策定する。

プロジェクトチームは、策定したモデル事業の計画を地方整備局等又は地方運輸局等に提出する。

地方整備局等又は地方運輸局等は、提出された計画を連名で国土交通本省に提出する。

(4) 計画の変更

モデル事業の計画に記載された内容を変更する場合、プロジェクトチームは変更した計画を地方整備局等又は地方運輸局等に提出する。

地方整備局等又は地方運輸局等は、提出された計画を連名で国土交通本省に提出する。

8. モデル事業の実施

(1) 実施主体

モデル事業の計画に記載された事業主体が事業を実施する。

(2) 国土交通省の支援

国土交通省は、モデル事業の実施に当たり、集中的な支援を行う。

9. モデル事業のフォローアップ

モデル事業のプロジェクトチームは、モデル事業の効果を検証するため、適切なモニタリングにより毎年度フォローアップを行う。

10. その他

本要綱のほか、モデル事業の実施に必要な事項については、国土交通省環境行動計画モデル事業応募等要領で別途定める。

以上